

西東京市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者 取扱基準

第1 目的

この基準は、西東京市工事希望制指名競争入札実施要綱（平成13年5月14日付13西総契第10号市長決裁）及び西東京市指名競争入札指名基準（平成13年1月25日付12西総契第3号市長職務執行者決裁）に規定する市内業者及び準市内業者、西東京市制限付一般競争入札実施要綱（平成13年5月14日付西総契第11号市長決裁）に規定する参加資格に市内業者及び準市内業者を要件とする場合における取扱基準を定めることにより、競争入札事務等の適正な執行に資することを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 土木工事、建築工事及び設備工事並びに設計、測量及び地質調査をいう。
- (2) 市内業者 常時契約を締結する事務所（契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実態的な行為が日常的に行われている事務所をいう。以下同じ。）として、市内に本店や本社（以下「本店」という。）を有している者をいう。
- (3) 準市内業者 常時契約を締結する事務所として、市内に支店や支社、営業所（以下「支店等」という。）を有している者をいう。

第3 取扱要件

常時契約を締結する事務所に該当するか否かは、次に掲げる要件から判断するものとする。

- (1) 第4に規定する提出書類を提出していること。
- (2) 事務所として以下の形態を整えていること。
 - ア 事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（電話、ファクシミリ等の通信機器や複写機等）が具備されていること。
 - イ 建物外部、入口ドア等に当該事務所の所在を明らかにする看板等が掲出され、独立した事務所として形態を整えていること。ただし、複数の事業者が事務所に同居する場合であって、簡易的な間仕切り等のみで仕切られている形態は当該要件に該当しないものとし、事務所を住居として併用している形態は、営業実態等を調査の上、総合的に判断するものとする。
 - ウ 電子証明書を持ち、かつ、電子入札サービスを利用し、入札に参加できる環境が整っていること。
- (3) 西東京市に納付すべき法人市民税又は個人市民税を滞納していないこと。
- (4) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が存在し常駐していること。ただし、配置人員が市外の事務所等と兼務になっている場合や頻繁

に不在となる場合は当該要件に該当しないものとする。

- (5) 登録業種に係る専任の技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する者）を、常駐で配置していること。
- (6) 事務所専用の固定電話があり、常時連絡が取れる体制となっていること。ただし、転送電話対応が常態である場合、又は単に取り次ぎ若しくは連絡を行う人員のみを配置している場合は当該要件に該当しないものとする。

第4 提出書類

市内業者又は準市内業者として取扱いを受けようとする事業者（以下「取扱希望事業者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 市内業者及び準市内業者の取扱に関する届出書
- (2) 法人市民税の納税証明書（新規に本店又は支店等を設置したため、納付すべき法人市民税の納期が到来していない場合は、法人設立・設置届出書の事業所控の写し）又は個人市民税の納税証明書（個人事業主の場合）
- (3) 入札参加資格審査受付票（写し）
- (4) 印鑑証明書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第5 報告、調査及び追加書類の提出

市長は、市内業者又は準市内業者として取り扱うため必要があると認めるときは、第3の各号に規定する事項を調査するために、取扱希望事業者の承諾を得た上で、当該事業者に対して、報告、若しくは追加書類の提出を求め、又は総務部契約課に属する職員（以下「職員」という。）に、本店又は支店等に立ち入らせ、これらの事項を調査させることができる。なお、立入調査を行うに当たり、取扱希望事業者に対して事前連絡は行わないものとする。

- 2 第1項の規定によって立入調査を行う職員は、西東京市職員服務規程（平成13年1月21日西東京市訓令第18号）第4条第1項に規定する身分証明書を携帯し、かつ、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による調査の結果、第3に掲げる要件を確認できないときは、その旨を取扱希望事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、取扱希望事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、又は追加書類の提出を行わない場合は、当該事業者を市内業者又は準市内業者として取り扱わないとすることができる。

第6 西東京市指名業者選定委員会への報告

市長は、第4に規定する提出書類について虚偽の記載、若しくは当該書類の内容と実態とに著しく相違があるとき、又は取扱希望事業者が正当な理由なく第5第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は書類の提出等に協力しないことが明らかな場合は、西東京市指名業者選定委員会規則（平成13年西東京市規則第173号）に規定する西東京市指名業者選定委員会にその旨、報告するものとする。

第7 その他市内業者及び準市内業者の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成28年12月9日から適用する。